

青梅市地域支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月11日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

市民の福祉の増進および地域活動の支援を目的として、青梅市地域支援センターを設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市地域支援センター条例

(設置)

第1条 市民の福祉の増進および地域活動の支援を目的として、東京都青梅市東青梅5丁目22番地の2に青梅市地域支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の推進に関すること。
- (2) ボランティア活動および市民活動に関すること。
- (3) 保護司の活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認めること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(1) 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日および同月3日

(3) 12月29日から同月31日まで

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第5条 市長は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限することができる。

(1) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) センターの管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（設備変更の禁止等）

第6条 利用者は、センターに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第7条 利用者は、利用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。

（損害賠償の義務）

第8条 利用者は、利用に際し、センターの施設、設備、備品等に損害を生じさせた場合は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

（販売行為等の禁止）

第9条 何人もセンターおよびその敷地内においては、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月13日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。